

原発の地震動評価／耐震性

(原子力規制を監視する市民の会/フクロウの会 阪上)

- 推本レシピは未熟：武村式を適用すると矛盾が起こる問題は未解決
- 規制庁は関電の地震動を再現できず…地震動計算は「ブラック・ボックス」
- 耐震評価で熊本地震のようなくり返しの揺れは考慮していない

原子力規制庁からは、PWR担当の片野氏(統括係長)、地震担当の岩田氏(管理官補佐)と鈴木氏(係長)の3名が対応しました。まず、島崎邦彦氏による、原発の地震動評価に用いられている入倉・三宅式は過小評価をもたらすので用いるべきではないとの提言に関して、規制庁の7月27日文書に即してやりとりをしました。



■武村式を適用すると矛盾が起こる問題は未解決

規制庁は、大飯原発の基準地震動について、入倉・三宅式に替えて武村式を用いた試算を行い、短周期レベル(加速度)で1.52倍、基準地震動(加速度)で1.81倍になるとの結果を導きだしました。しかし、試算にはさまざまな矛盾があるとして、7月27日付文書で、試算そのものに意味がないとし、政府交渉でもそのような説明がありました。7月27日文書には、「科学的・技術的な熟度には至っていない」との文言が結論部分にあるのですが、これの意味を問い質すと、推本レシピにおいて武村式を適用するとさまざまな矛盾が起こるといふ問題は未解決であることを認めました。

■入倉・三宅式の過小評価はカバーしていた！？

同じ文書に「入倉・三宅式が他の関係式に比べて、同じ断層長さに対する地震モーメントを小さく算出する可能性を有していることにも留意して、断層の長さや幅等に係る保守性の考慮が適切になされているかという観点で確認してきている」と、過小評価を断層の長さなどに係る保守性の考慮でカバーしてきたように書いてある部分があります。私たちは2013年から入倉・三宅式の過小評価を指摘し、武村式で評価するよう要求していましたが、規制庁は対応しませんでした。それに地震モーメントの大きな違いを一体どうやってカバーするというのでしょうか。私たちは検討の中身を問い質しましたが、何も答えられませんでした。

■自ら「ブラック・ボックス」と認める

規制庁が試算において、関電の計算結果を再現できなかった点(入倉・三宅式を用いた基本ケースで、関電596ガルに対し、規制庁346ガル)について、その原因は、要素地震波の生成と合成のやり方が違うとの説明でしたが、具体的に何が違うのか、関電から計算方法を聞いて再現する作業はやっておらず、やるつもりもないとの回答でした。詳細は「ブラック・ボックス」だが、関電の方が値が大きいためよいのだとも。しかし関電の評価結果について、その根拠や評価方法の詳細を確かめずに、その結果を容認することが正当な審査と言えるのでしょうか。どうみても審査の責任放棄です。市民側は、関電の計算結果を再現する作業を行うべきなどと指摘し、再度検討するよう要求しました。

話していました。服用指示が出されなかった理由を質したところ「規制委員会も田中委員長も訓練には参加しておらず、今回は服用指示は省略し、配布のみ行った」（内閣府）と回答。放射性ヨウ素から子どもや住民を守るために安定ヨウ素剤の配布・服用は最重要なもの。おおい町住民は、服用指示を受けるのも大事な訓練ではないのですかと批判しました。京都府住民の一部には服用指示が出たことは「知らなかった。確認したい」と述べていました。

国の指針では、5キロ圏外は「規制委が服用の必要性を判断する」となっています。では服用の具体的な基準とは何か？と問いました。すると「服用の明確な判断基準は持っていない」と驚く回答。「専門家の会合を開いて…」と言い出すので、「専門家とは誰ですか」と問うても答えられません。5キロ圏外も、事前配布と避難時に服用すると指針に明記すべきです。

○代表者を選んでのスクリーニングとは、（車内で一人ではなく）行動が同じグループの代表

防災訓練では、国の指針等にならって、バスの同乗者から一人を選んで「代表者検査」が行われました。この代表者が汚染なしなら、同乗者全てが汚染なしとなります。これについては、「行動が同じグループの代表という意味の代表者検査です」（規制庁指針担当）と述べたので、今回の福井県のやり方では、事実上ダメだということになります。

○人のスクリーニングは「屋内でやるのが原則」→福井県はマニュアル違反

福井から兵庫に避難する訓練では、舞鶴若狭高速道路の綾部PA（あやべ球場駐車場）で、屋外にテントを張って住民の検査が実施されました。京都府は屋内での実施でした。これについて規制庁は「屋内でやるのが原則」と回答。当然のことです。福井県は国の「検査・除染マニュアル」に違反しています。この綾部PAは高浜原発から30キロ圏内で、バックグラウンドも高く不適切ではないかと問うと、「その場合はここではできない。他を探すが決まっはいいい」との無責任な回答でした。

○スクリーニング場所は「一方通行でやる必要あり。福井県等は検討すべき」と回答

綾部PAは、高速の緊急開口を開けて入りますが、そのゲート幅は5メートルしかなく、車両の対面通行は無理です。そのため、検査前の車と除染後の車が、交通誘導で交互に出入りするやり方でした。入口と出口が同じでは、除染しても意味がありません。「車両や住民の移動を一方通行にする」という規制庁のマニュアルに反するのではないかと問うと、指針担当者は「一方通行でやる必要がある。福井県等は検討すべき」と答え、今回の訓練はマニュアルに反していることを認めました。綾部PAと南丹市美山の長谷運動公園も入口と出口が同じです。「福井、京都に働きかけて選定を考える」（規制庁）と述べました。南丹市からの参加者は「2ヶ所とも不適格。別の場所が確保できない間は、再稼働はするべきできない」と訴えました。

○若い女性職員が参加→「女性職員は外すべき」（内閣府）

訓練では若い女性職員がマスクもなしに、誘導係等で参加していました。これについて「教育の一環として参加してもらった」（内閣府）との回答。「それなら実際の事故時には、女性職員は外すのですね」と問うと、「そうなるべきだ」（内閣府）。

福島原発事故で浪江町から避難している参加者は「防災訓練は緊張感もなく茶番だ。放射性物質からの避難だということを曖昧にしている。若い女性は放射能に感受性が高いから誘導係をしてはいけないと教育すべき。今回の訓練は福島の被害者を無視している」と厳しく批判しました。

